

2020 年 2 月 13 日

株式会社オフィスサポート
福島 啓修 様

東芝機械株式会社
取締役社長 三上 高弘

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本日付けの貴社の当社取締役会宛メールを拝見致しました。かかるメールに記載の各ご質問について、以下のとおりご回答致します。

(1) ご質問 1 について

新株予約権無償割当ての基準日については、新株予約権無償割当ての基準日を決定する時点における公開買付期間の末日よりも後ろの日に設定することを予定しております。

(2) ご質問 2 について

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、臨時株主総会の招集決定の際に株主総会参考書類の記載内容として確定することを予定しております。

(3) ご質問 3 について

当社に提出された賛否の表示がない議決権行使書面及び委任状については、通常の株主総会と別異の取扱いとすべき理由はなく、臨時株主総会においても同様の取扱いとする（賛否の表示がないものは当社の提案に賛成したものとみなす）ことを予定しております。

敬具

【2020年2月13日 オフィスサポートから受信したメール】

東芝機械株式会社

富永様

取締役会の方々に連絡をお願いします。

東芝機械株式会社 取締役会御中

弊社が公開買付期間を延長すべきか否かについて検討する前提として、次の3点について、本日中にご回答いただけますでしょうか。

1 貴社は、昨日付け訂正意見表明報告書において「対抗措置を発動した後、公開買付者グループによって本公開買付けが撤回された場合又は本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた当社株式の総数が買付予定数の下限（3,500,000株、所有割合：14.50%）を満たさず本公開買付けが不成立となった場合において、対抗措置の発動の必要性がなくなったと判断したときは、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置としての差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当てを中止することを予定しております。」と記載されています。この記載からは新株予約権無償割当ての基準日は、本公開買付けの成立・不成立を判断できる時点、すなわち、本公開買付期間の終了後の日とするものと理解いたしますが、この理解でよろしいでしょうか。

2 貴社の1月17日付け開示によれば、無償割当てとなる新株予約権は普通株式1株当たり1個とされ、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とされています。この取締役会が別途定める数は、いくつ（又はいくつ程度）を想定されているのでしょうか。この数が現時点で未定であるとすれば、どの時点で確定することを予定されているのでしょうか（臨時株主総会招集通知の参考書類に記載することとしその記載内容を決定した時点、など）。

3 臨時株主総会における議決権行使について、賛否を明確にしない議決権行使書又は委任状の扱い（賛否の欄に○印がないものなど）は、いかがされるのでしょうか（棄権扱いでしょうか、それとも、会社提案に賛成したものとみなす扱いにされるおつもりでしょうか）。従前から申し上げているとおり、弊社といたしましては、株主の意思を明確に確認するという今回の臨時株主総会の性質上、賛否を明記していない議決権行使書又は委任状について、会社提案に賛成とみなす取扱いとはするべきではないと考えますので、この点の確約をいただきたく存じます。

株式会社オフィスサポート

福島啓修